

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2章 本部の事務組織 (教育研究推進本部)</p> <p>第2条 教育研究推進本部に、次に掲げる部を置く。 <u>学生部</u> <u>教育推進部</u> <u>研究推進部</u> <u>国際部</u></p> <p>第3条 学生部に、次に掲げる課を置く。 <u>学生課</u> <u>入試企画課</u></p> <p>第4条 教育推進部に、次に掲げる課を置く。 <u>教務企画課</u> <u>共通教育推進課</u></p> <p>第5条 研究推進部に、次に掲げる課を置く。 <u>研究推進課</u> <u>産官学連携課</u></p> <p>第6条 国際部に、次に掲げる課を置く。 <u>国際交流課</u> <u>留学生課</u> <u>(経営企画本部)</u></p> <p>第7条 <u>経営企画本部</u>に、次に掲げる部を置く。 <u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>財務部</u> <u>施設環境部</u> <u>環境安全衛生部</u> <u>情報環境部</u></p> <p>第8条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。 <u>総務課</u> <u>広報課</u> <u>職員課</u> <u>人事企画課</u> <u>事務改革推進室</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>第2章 <u>事務本部</u></p> <p>(事務本部に置く部等)</p> <p>第2条 <u>事務本部</u>に、次に掲げる部及び<u>監査室</u>を置く。 <u>総務部</u> <u>渉外部</u> <u>財務部</u> <u>施設部</u> <u>情報部</u> <u>学務部</u> <u>研究国際部</u></p> <p>第3条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。 <u>総務課</u> <u>企画課</u> <u>広報課</u> <u>事務改革推進室</u> <u>リスク管理課</u> <u>人事課</u> <u>職員課</u></p>
<p>2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程第52条第3項に定めるもののほか、前項の事務改革推進室に室長を置く。</p> <p>第9条 <u>企画部</u>に、次に掲げる課を置く。 <u>企画課</u> <u>社会連携推進課</u></p> <p>第10条 財務部に、次に掲げる課を置く。 <u>財務課</u> <u>監理課</u></p> <p>第11条 <u>施設環境部</u>に、次に掲げる課を置く。 <u>施設企画課</u> <u>施設整備課</u> <u>施設活用課</u></p>	<p>第4条 <u>渉外部</u>に、次に掲げる課を置く。 <u>渉外企画課</u> <u>社会連携推進課</u></p> <p>第5条 財務部に、次に掲げる課を置く。 <u>財務課</u> <u>監理課</u> <u>経理課</u> <u>資産課</u></p> <p>第6条 <u>施設部</u>に、次に掲げる課を置く。 <u>企画課</u> <u>環境安全保健課</u> <u>整備課</u> <u>管理課</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第12条 環境安全衛生部に環境安全衛生課を置く。</p>	
<p>第13条 情報環境部に、次に掲げる課を置く。 <u>情報企画課</u> <u>情報基盤課</u></p>	<p>第7条 情報部に、次に掲げる課を置く。 <u>情報推進課</u> <u>情報基盤課</u></p>
<p>(センター) 第14条 京都大学に、次に掲げるセンターを置く。 <u>学生センター</u> <u>キャリアサポートセンター</u> <u>競争的資金サポートセンター</u> <u>国際交流サービスオフィス</u> <u>人事・共済事務センター</u> <u>出納事務センター</u> <u>契約・資産事務センター</u> <u>共用施設アセットマネジメントセンター</u> <u>施設サポートセンター</u> <u>情報システム管理センター</u></p>	<p>第8条 学務部に、次に掲げる課及びセンターを置く。 <u>学生課</u> <u>奨学厚生課</u> <u>キャリアサポートセンター</u> <u>教務企画課</u> <u>共通教育推進課</u> <u>入試企画課</u></p> <p>第9条 研究国際部に、次に掲げる課を置く。 <u>研究推進課</u> <u>産官学連携課</u> <u>国際交流課</u> <u>留学生課</u></p>
<p>(その他の組織) 第15条 第2条から前条までに定めるもののほか、総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、<u>本部の事務組織として、部、課その他これに相当する組織を置き、長を置くことがある。</u></p> <p>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が別に定める。 (内部組織)</p>	<p>(その他の組織) 第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、<u>事務本部に、部、課その他これに相当する組織を置き、長を置くことができる。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>(内部組織)</p>
<p>第16条 監査室及び第2条から前条までに定める課等に、<u>専門員、専門職員を必要数置く。</u></p> <p>2 前項の室及び課等に主任を置くことができる。</p>	<p>第11条 第2条に定める部に、次長を置くことができる。 2 次長は、部長の職務を助け、部の事務を整理する。 3 次長は、当該部の課長又は前条に定める部、課その他これに相当する組織の長をもって充てる。 4 監査室及び第2条から前条までに定める課等に、<u>専門員、専門職員を必要数置く。</u> 5 前項の室及び課等に主任を置くことができる。 6 前各項に定めるもののほか、次長に関し必要な事項は当該部長が、室及び課等の内部組織については当該室長又は課等の長が定める。</p>
<p>3 前2項に定めるもののほか、室及び課等の内部組織については、当該室長又は課等の長が定める。</p>	

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第3章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p> <p><u>第17条</u> 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、生命科学研究科、地球環境学、人文科学研究所、再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、i P S細胞研究所、附属図書館及び医学部附属病院並びに宇治地区に部局事務部を置く。</p> <p>2 前項の事務部のうち、理学研究科、医学研究科、工学研究科、農学研究科、原子炉実験所、附属図書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。ただし、再生医科学研究所事務長、ウイルス研究所事務長及びi P S細胞研究所事務長については、<u>第17項に定める事務部長又は第24条の2第2項に定める課長をもって充てる。</u></p> <p>3 } 4 } (略) 5 } 6 } 7 }</p> <p>8 医学研究科に置く事務部は、放射線生物研究センター及び放射性同位元素総合センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、医学研究科事務部とする。</p> <p>9 } 10 } (略) 11 } 12 } 13 } 14 } 15 } 16 } 17 }</p> <p><u>第17条の2</u> 前条第1項に定めるもののほか、物質—細胞統合システム拠点に事務部を置く。</p> <p>2 前項の事務部に、事務部長として事務部門長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第1項の事務部に副事務部門長を置くことができる。 (部局事務部の課等)</p> <p><u>第18条</u> 医学研究科事務部に経営企画課を置く。</p> <p>2 前項の課に課長を置く。 (工学研究科事務部)</p> <p><u>第19条</u> 工学研究科事務部に、次に掲げる課及びセンターを置く。 総務課 管理課 教務課 学術協力課 経理事務センター</p> <p>2 前項の課に課長を、センターにセンター長を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p> <p><u>第12条</u> (同 左)</p> <p>2 前項の事務部のうち、理学研究科、医学研究科、工学研究科、農学研究科、原子炉実験所、附属図書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。ただし、再生医科学研究所事務長、ウイルス研究所事務長及びi P S細胞研究所事務長については、<u>第17項に定める事務部長又は第21条第2項に定める課長をもって充てる。</u></p> <p>3 } 4 } (同 左) 5 } 6 } 7 }</p> <p>8 医学研究科に置く事務部は、放射線生物研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、医学研究科事務部とする。</p> <p>9 } 10 } 11 } 12 } 13 } 14 } 15 } 16 } 17 }</p> <p><u>第13条</u></p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 } 5 } 6 } 7 } 8 } 9 } 10 } 11 } 12 } 13 } 14 } 15 } 16 } 17 }</p> <p><u>第14条</u></p> <p>2 (工学研究科事務部)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>2</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>第 2 0 条</u> 農学研究科等事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 教育・研究協力課 2 前項の課に課長を置く。</p>	(同 左)
<p><u>第 2 1 条</u> 原子炉実験所事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 2 前項の課に課長を置く。</p>	
<p><u>第 2 2 条</u> 附属図書館事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 情報管理課 情報サービス課 2 前項の課に課長を置く。</p>	
<p><u>第 2 3 条</u> 医学部附属病院事務部に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 経営管理課 経理・調達課 医務課 医療サービス課 新病院整備推進室 2 前項の課に課長を、室に室長を置く。</p>	
<p><u>第 2 4 条</u> 宇治地区事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 研究協力課 施設環境課 2 前項の課に課長を置く。</p>	
<p><u>第 2 4 条の 2</u> 病院西地区共通事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 2 前項の課に課長を置く。 (内部組織)</p>	
<p><u>第 2 5 条</u> 部局事務部に、専門員、専門職員を必要数置く。 2 部局事務部に主任を置くことができる。 3 前 2 項に定めるもののほか、部局事務部の内部組織については、当該部局事務部の長が定める。 第 4 章 その他 (職責)</p>	
<p><u>第 2 6 条</u> 第 8 条第 2 項に定める室長及び第 1 8 条から第 2 4 条の 2 までに定める課等の長は、上司の命を受け、事務を処理する。 (所掌事務等)</p>	
<p><u>第 2 7 条</u> 監査室並びに教育研究推進本部及び経営企画本部に置く課及び室並びにセンターにおける所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。 (部局事務部の所掌事務等)</p>	
<p><u>第 2 8 条</u> 部局事務部における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定める。ただし、第 1 7 条第 3 項から第 1 2 項までに定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつ</p>	
<p><u>第 1 6 条</u></p>	
<p>2 <u>第 1 7 条</u></p>	
<p>2 <u>第 1 8 条</u></p>	
<p>2 <u>第 1 9 条</u></p>	
<p>2 <u>第 2 0 条</u></p>	
<p>2 <u>第 2 1 条</u></p>	
<p>2 <u>第 2 2 条</u></p>	
<p>2 3 第 4 章 その他 (職責)</p>	
<p><u>第 2 3 条</u> 第 1 4 条から第 2 1 条までに定める課等の長は、上司の命を受け、事務を処理する。 (所掌事務等)</p>	
<p><u>第 2 4 条</u> 事務本部に置く監査室、課、室及びセンターにおける所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。 (部局事務部の所掌事務等)</p>	
<p><u>第 2 5 条</u> 部局事務部における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定める。ただし、第 1 2 条第 3 項から第 1 2 項までに定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつ</p>	

改 正 前	改 正 後
<p>ては当該関係部局長と協議等の上で定めるものとし、同条第13項、第14項及び第16項に定める事務部にあっては関係部局長の合意に基づき当該事務部の長が定めるものとする。 (技術顧問)</p> <p><u>第29条</u> 京都大学に技術顧問を置く。 2 技術顧問は、共通施設の技術に関し、その指導及び審議に当たる。 3 技術顧問は、教授、准教授又は講師のうちから総長が委嘱する。 (技術室)</p> <p><u>第30条</u> 防災研究所及び原子炉実験所に技術室を置く。 2 前項の技術室に技術室長を置く。 3 技術室長は、上司の命を受け、事務を処理する。</p> <p><u>第31条</u> 防災研究所技術室においては、研究用装置の設計及び試作並びに運転及び計測並びに災害観測及び観測データの処理・解析その他防災研究所における技術的管理に関する事務をつかさどる。</p> <p><u>第32条</u> 原子炉実験所技術室においては、原子炉及びその関連施設の設備並びに実験装置の運転・操作及び保守管理、放射線管理、廃棄物の管理その他原子炉実験所における技術的管理に関する事務(同実験所事務部経理課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 (その他の事務の内部組織)</p> <p><u>第33条</u> 前条までに定めるもののほか、各予算部に検収センターを置く。 2 検収センターに関し必要な事項は、総長が別に定める。</p>	<p>ては当該関係部局長と協議等の上で定めるものとし、同条第13項、第14項及び第16項に定める事務部にあっては関係部局長の合意に基づき当該事務部の長が定めるものとする。 (技術顧問)</p> <p><u>第26条</u> 2 3 (技術室)</p> <p><u>第27条</u> 2 3</p> <p><u>第28条</u></p> <p><u>第29条</u> (その他の事務の内部組織)</p> <p><u>第30条</u> 2</p> <p>附 則 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 2 次に掲げる要項は、廃止する。 (1) 京都大学外部戦略室要項(平成20年10月21日総長裁定) (2) 京都大学渉外部暫定要項(平成22年9月30日総長裁定)</p>
	(同 左)